

2022年12月21日

医療機関あて「特定自費診療がん薬物治療給付金」直接支払サービスの開始について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、2022年12月27日から、がんの自費診療による薬物治療を保障する「特定自費診療がん薬物治療給付金」^(注)の医療機関あて直接支払サービスを開始します。

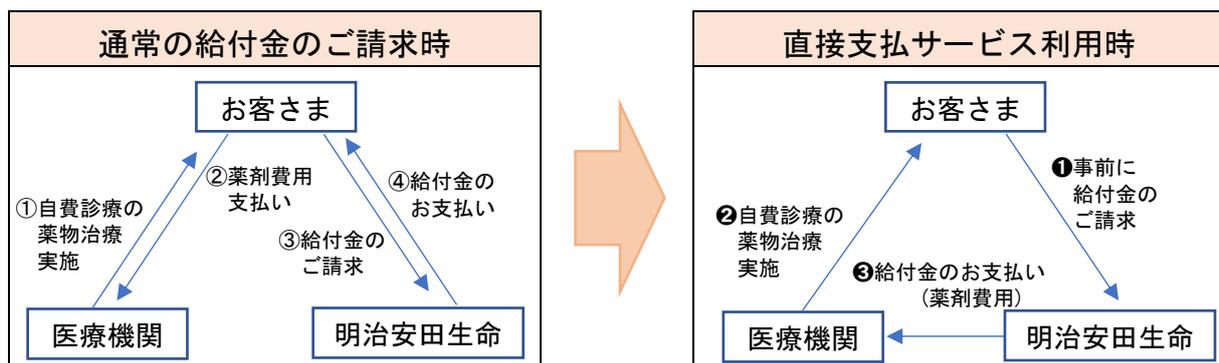
これまで、公的医療保険制度の保険給付対象外である自費診療による薬物治療では、高額な薬剤費用を一時的にご負担いただく必要がありました。

このサービスの開始により、お客さまには一時的な薬剤費用のご負担なく、安心して治療に専念いただけるようになります。

当社は今後も、担当者による対面・非対面を併用した各種お手続きサポート等を通じ、お客さまに安心をお届けするとともに、健康づくりを応援してまいります。

(注) 2022年10月13日リリース「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険の発売について」
https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/release/2022/pdf/20221013_02.pdf

【サービスの流れ】



【取扱条件】

- ・ 当社の「特定自費診療がん薬物治療保障特約」にご加入のお客さまが、がん診療連携拠点病院等または日本臨床腫瘍学会認定研修施設で公的医療保険制度における保険給付および先進医療・選定療養の対象外となる特定の薬物治療を受けられる前に、医療機関から当社が指定する方法で同意を得られた場合にご利用可能です。
- ・ ご利用にあたっては、一定の条件がございますので、必ず薬物治療を受けられる前に当社にご照会いただく必要があります。

※本サービスの利用は任意であり、お客さまのご意向により「特定自費診療がん薬物治療給付金」をご自身でお受け取りいただくことも選択可能です
 ※本サービスを利用された場合、薬剤費用以外の診察料、入院料等については、お客さまから医療機関にお支払いいただく必要があります

以上

【ご照会先】
 広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

